

平成26年11月25日

研究者各位

## 平成27年度動物実験計画書の申請受付について

岡山大学動物実験委員会  
委員長 松川昭博

平素、動物実験の適正な実施にご協力いただきありがとうございます。

平成27年度の動物実験計画書の申請受付を下記の通り開始致します。なお動物実験計画書のテンプレートおよび記入例は、動物実験委員会のホームページ

(<http://www.cc.okayama-u.ac.jp/~animal/committee.html>) からダウンロードできます。

### 記

- 1 提出先 動物資源部門鹿田施設受付・事務室（動物実験委員会事務局）
- 2 提出方法 テンプレートを動物実験委員会のホームページよりダウンロードし、必要事項を入力した上で、電子メールに添付して提出してください。その際、A4版2ページの制限を超えたり所定の様式が大きく改変されたりすることのないよう、簡潔な記述にご配慮ください。
- 3 提出締切 随時受け付けます。  
ただし、継続申請の場合や動物実験計画書に平成27年4月1日付での承認が必要な場合には平成27年2月20日（金）までを目安として提出して下さい。  
また平成25年度分から、継続申請の場合でも承認後でなければ動物の購入等実験への着手ができないこととなりました。4月1日付の承認が間に合わない場合は実験の中断が生じることになりますので、ご注意ください。
- 4 記入注意事項
  - (1) 研究概要 「研究の目的」「研究の社会的な意義」「動物実験の必要性」のそれぞれを明確に記述してください。文章は、全角文字で300～400文字程度、文字の大きさは最低でも8ポイント以上で簡潔に記入してください。
  - (2) 実験実施期間 平成24年度より、実験実施期間の上限が3年間となっています。平成30年3月末までの日付をご記入下さい。  
なお、毎年度末に当該年度の動物実験計画書の年度報告書を提出していただくこととなっています。報告書の提出がない場合、動物実験の中止、動物実験計画の承認取り消し等の措置が実施されます。提出方法等は別途ご案内いたしますので、あらかじめお含み置きください。
  - (3) 飼養保管施設 承認済の飼養保管施設を記入ください。また、飼養保管施設を使用しない動物実験計画においても飼養保管施設等で動物の搬入状況を把握することになりましたので、最寄りの飼養保管施設を記入してください（以下の組み合わせを参照してください）。

飼養保管施設等・・・動物実験実施箇所（飼養保管施設に動物を搬入しない場合）

- I. 動物資源部門津島北施設・・・津島北キャンパス
- II. 動物資源部門津島南施設・・・津島南キャンパス（V.を除く）
- III. 動物資源部門鹿田施設・・・医歯薬学総合研究科（医学系）、保健学研究科、三朝医療センター、光・放射線情報解析部門鹿田施設
- IV. 歯学部動物実験施設・・・医歯薬学総合研究科（歯学系）
- V. 薬学部動物実験部会・・・医歯薬学総合研究科（薬学系）  
ゲノム・プロテオーム解析部門

- (4) **研究方法** 文章の長さは、全角文字で最大でも500文字程度とし、文字の大きさは最低でも8ポイント以上で時系列に沿って簡潔に記入してください。
- (5) **組換えDNA実験** 申請する動物実験計画書が組換えDNA実験に該当する場合は、計画書に承認課題番号・課題名を明記の上、必ず当該組換えDNA実験計画書の写しを添付してください。なお、組換えDNA実験安全管理委員会が実施する教育訓練を受講していないと遺伝子組換え動物を扱うことができない制度となっています。組換えDNA実験に該当する動物実験計画書の責任者・実施者欄には、組換えDNA実験の教育訓練受講済みであるかどうかを確認の上、氏名を記載して下さい。
- (6) **その他** 知的財産権の保護等を理由に投与薬物名や濃度・量を記入されない方がおられますが、本審査は非公開審査ですので、必ずご記入下さい。

## 5 平成25年度から引き続き実施する動物実験計画書作成注意事項

平成25年度動物実験計画書の記載事項から修正が可能な項目は、下記の通りです。

- (1) **動物実験実施者** 必要に応じて変更・追加が可能です。ただし、動物実験教育訓練未受講の方が含まれる計画書は受理できません。また責任者の変更はその他の記載内容が前年度と同一であっても新規扱いとなりますので、ご注意下さい。
- (2) **実験実施期間** 平成30年3月末までの日付に変更して下さい。
- (3) **飼養保管施設・動物実験室** 必要に応じて変更・追加が可能です。ただし、未承認の飼養保管施設・動物実験室の場合はその承認後に動物実験計画書の審査に付されます。また実験室での一時的保管への変更など、実験方法の変更に関わる場合は、継続扱いとは認められません。
- (4) **動物種(系統・匹数等)** 前年度に承認された実験の継続にあたって動物数が増減する場合に限り変更可能です。別系統の動物を使用したり、同系統であっても性別の変更・追加や実験方法（動物への処置内容）に変更が生じる場合は、継続扱いとは認められません。  
また動物実験責任者の変更のほか、研究課題、研究概要、研究方法などの記載についても、誤字脱字の修正以外変更することができません。変更された場合は、新規計画扱いとなります。

## 6 本件のお問い合わせ先

動物実験委員会事務局（動物資源部門受付・事務室）

TEL 235-7445 E-mail iinkai@md.okayama-u.ac.jp（担当 上藤・矢田）